

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

○特定計量器の定期検査の実施	一	(産業立地推進課)
○県営土地改良事業の換地処分(三件)	一	(農村整備課)
○保安林の指定	二	(森林整備課)
○保安林の指定の予定(三件)	二	(同)
○道路の供用開始(二件)	三	(道路課)
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)	三	(都市計画課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	四	(デジタルみやぎ推進課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	四	(環境対策課)
○選挙管理委員会	五	
○政治団体の届出	五	
○政治団体の届出事項の異動届	六	
○政治団体の解散届	六	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分)	六	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)	六	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)	七	
○資金管理団体の届出	八	
○資金管理団体の指定取消し等の届出	八	

告示

○宮城県告示第百九十三号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和四年三月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和四年 五月九日	大崎市 三本木	午前10時30分から 午後2時まで	三本木総合支所
同 五月十日	大崎市 岩出山	午前10時30分から 午後2時まで	岩出山総合支所車庫
同 五月十一日	大崎市 鳴子温泉	午前11時から 午後2時30分まで	鳴子総合支所車庫
同 五月十六日	大崎市 田尻	午前10時30分から 午後2時30分まで	田尻スキップセンター車庫
同 五月十七日	大崎市 鹿島台	午前10時30分から 午後2時30分まで	鎌田記念ホール
同 五月二十日	大崎市 松山	午前10時30分から 正午まで	松山公民館
同 五月二十三日	大崎市 古川	午前10時30分から 午後2時30分まで	古川保健福祉プラザ(Fプラザ)
同 五月二十四日	大崎市 古川	午前10時30分から 午後2時30分まで	東大崎地区公民館
同 五月二十五日	大崎市 古川	午前10時30分から 午後2時30分まで	古川保健福祉プラザ(Fプラザ)
同 五月二十七日	大崎市 古川	午前10時30分から 午後2時30分まで	大崎市民会館

○宮城県告示第百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

一 処分を行った地区の名称
名取地区北部分区

二 処分の年月日

令和四年三月九日

○宮城県告示第百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

清水川北浦地区

二 処分の年月日

令和四年三月十五日

○宮城県告示第百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

吉田南部地区

二 処分の年月日

令和四年三月十一日

○宮城県告示第百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

気仙沼市本吉町平棚一八の三（次の図に示す部分に限る。）、漆原四三の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

伊具郡丸森町館矢間山田字小巻三一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字小巻三一の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする旨、農林水産大臣から通知があった。

次のとおりとする。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

白石市越河平字石神五九、六〇、字矢尻四八、五六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

(二) 字石神五九・六〇・字矢尻四八・五六の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(三) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(四) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

大崎市鳴子温泉鬼首字大清水二六の一三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町大石原浜字向二番八地先から同郡同町野々浜字大道七五番五地先まで	令和四年三月二十八日午後三時

○宮城県告示第二百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市中山三五三番一三六地先から同市中山三五三番一三六地先まで	令和四年三月二十五日

○宮城県告示第二百三号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

一 都市計画の種類

気仙沼都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第二百四号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第二百五号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

愛島台地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサービス(宮城県分)運用等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部デジタルみやぎ推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和四年三月七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 S Bテクノロジー株式会社 東京都新宿区新宿六丁目二十七番三十号

五 契約金額 三億三千五百八十一万六千八百四十四円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 令和四年度公共用水域(河川・湖沼)水質分析等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年三月八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 公益財団法人宮城県公害衛生検査センター 仙台市青葉区落合二丁目十五番二十四号

五 落札金額 三千二百八十九万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年一月二十八日

選挙管理委員会

○宮選管告示第十九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

石田政博と共に大崎を語る会（石田政博後援会） 石田 政博 石田 美香 大崎市岩出山二ノ構五六 令和四年二月十五日

おじまささはる後援会 宮本 武 鈴木 顕 大崎市鳴子温泉字鷺ノ巢五一―一二 令和四年二月三日

小野松よしゆき後援会 小野松佳孝 小野松佳孝 大崎市岩出山下一栗字畑田四―一 令和四年二月九日

兼子佳恵後援会 兼子 佳恵 萱場 祐子 石巻市大街道西一―一四―一九 令和四年二月八日

木村紀斗後援会 木村 紀斗 木村 仁洋 石巻市広測字町一八八 令和四年二月十日

そのだ修光仙台後援会 千田 勝見 五百澤洋太 仙台市青葉区花京院一―一三〇 令和四年二月十五日

谷ゆうすけ同志会 谷 祐輔 谷 碧 石巻市貞山三―二―三三八 令和四年二月七日

地域会 市川 昌隆 市川真理子 石巻市蛇田字新谷地前四二―一四 令和四年二月一日

藤本かんじゅ後援会 藤本 勘寿 藤本 清子 大崎市古川北町一―一四―一三 令和四年二月二十八日

○宮選管告示第二十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和四年三月二十五日

宮城県選挙管理委員会

(一) 政党の支部

委員長 皆川 章太郎

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日
自由民主党古川支部 菊地 恵一 会計責任者 早坂 憂 佐藤 清隆 令和三年九月十二日

自由民主党宮城県第五選挙区支部 森 千里 会計責任者 尾出 恵一 柏木 和子 令和三年十二月二十九日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

阿部久一後援会 阿部 庄吾 代表者の氏名 阿部 庄吾 佐藤重兵衛 令和四年一月十五日

石巻福祉環境政策研究会 早坂 順 会計責任者の氏名 加藤 鴻也 西尾 一成 令和三年十月二十日

伊藤信太郎七ヶ浜後援会 大町 睦夫 主たる事務所の所在地 宮城県七ヶ浜町湊浜一―二―一―一 宮城県七ヶ浜町葛蒲田浜字向山三五―四 令和四年二月五日

大森秀一後援会 毛利 明宏 代表者の氏名 大町 睦夫 渡邊 善夫 令和四年二月十六日

斎藤よしかつ後援会 佐藤 康雄 主たる事務所の所在地 柴田郡柴田町槻木上町一―一―一―六二 柴田郡柴田町槻木上町一―一―一―三〇 令和三年十月八日

手島牧世後援会 佐藤 農 代表者の氏名 佐藤 農 鈴木 茂和 令和四年一月一日

はしもと伸一後援会 齋藤 智博 主たる事務所の所在地 亶理郡山元町山寺字頭無一六一―一六 亶理郡山元町山寺字頭無一六一―一 令和四年二月七日

早川俊弘後援会 内海 正博 代表者の氏名 内海 正博 早川 俊弘 令和四年二月九日

宮城県商工政治連盟 加藤 泰彦 会計責任者の氏名 笹森 裕市 佐藤 忠義 令和三年四月十六日

宮城県商工政治連盟 阿部 計 会計責任者 若山 智彦 鈴木 盛夫 令和三年

河南桃生支部 の氏名 五月二十六日

宮城県商工政治連盟 中島 信也 会計責任者 阿部 孝夫 千葉 和夫 令和三年 七月十六日

加美支部 阿部 庸 会計責任者 佐藤 京子 千葉 吉雄 令和三年 六月一日

宮城県商工政治連盟 阿部 庸 会計責任者 佐藤 京子 千葉 吉雄 令和三年 六月一日

栗駒鶯沢支部 阿部 庸 会計責任者 佐藤 京子 千葉 吉雄 令和三年 六月一日

宮城県商工政治連盟 熊谷 毅 代表者 熊谷 毅 岩淵 吉郎 令和三年 五月二十三日

みやぎ北上支部 熊谷 毅 代表者 熊谷 毅 岩淵 吉郎 令和三年 五月二十三日

本吉唐桑商工政治連 今野 和好 代表者 今野 和好 高橋 和志 令和三年 八月二十日

盟 今野 和好 代表者 今野 和好 高橋 和志 令和三年 八月二十日

山口荘一郎を囲む会 鈴木 謙一 代表者 鈴木 謙一 阿部 康志 令和三年 十月十四日

○宮選管告示第二十一号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治 団体が解散した旨届出があった。

令和四年三月二十五日 宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体） 政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

一清会 山城 靖夫 令和四年二月二十日

木村きみお後援会 阿部 進 令和三年十二月三十一日

斎藤よしかつ後援会 佐藤 康雄 令和三年十月八日

庄子けんいち後援会 庄子 賢一 令和四年二月八日

田村ともはる後援会 田村 誠明 令和四年一月三十一日

吉田真悦後援会 小畑 和男 令和三年十二月三十日

我妻かおる後援会 三浦孝太郎 令和三年十二月二十七日

○宮選管告示第二十二号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令 和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり 公表する。

令和四年三月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

斎藤よしかつ後援会

報告年月日 4. 2. 14 (3. 10. 8 解散)

1 収入総額 523,300

前年繰越額 523,300

2 支出総額 0

○宮選管告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令 和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり 公表する。

令和四年三月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

庄子けんいち後援会

報告年月日 4. 2. 14 (4. 2. 8 解散)

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

1 収入総額 54,180

本年収入総額 54,180

2 支出総額 54,180

3 本年収入の内訳 54,180

寄附 54,180

個人分 54,180

4 支出の内訳 54,180

経常経費 54,180

<p>事務所費 5 寄附の内訳 〔個人分〕 年間五万円以下のもの 田村ともはる後援会</p>	<p>54,180</p>	<p>2 支出総額 0 我妻かおる後援会 報告年月日 4. 1. 25 (3. 12. 27解散)</p>
<p>資金管理団体の届出をした者の氏名 田村 誠明 資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員</p>	<p>54,180</p>	<p>1 収入総額 20,940 前年繰越額 20,940</p>
<p>報告年月日 4. 2. 16 (4. 1. 31解散)</p>	<p>0</p>	<p>2 支出総額 0 ○宮城県選挙管理委員会 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。 令和四年三月二十五日 宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章太郎</p>
<p>一清会 （その他の政治団体）</p>	<p>0</p>	<p>1 収入総額 0 庄子けんいち後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 庄子 賢一 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員 報告年月日 4. 2. 14 (4. 2. 8解散)</p>
<p>報告年月日 4. 2. 25 (4. 2. 20解散)</p>	<p>16,000</p>	<p>2 支出総額 0 田村ともはる後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 田村 誠明 資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員 報告年月日 4. 2. 16 (4. 1. 31解散)</p>
<p>1 収入総額 前年繰越額</p>	<p>16,000</p>	<p>1 収入総額 0 一清会 報告年月日 4. 2. 25 (4. 2. 20解散)</p>
<p>2 支出総額</p>	<p>16,000</p>	<p>2 支出総額 0</p>
<p>3 支出の内訳 経常経費 人件費</p>	<p>16,000 16,000</p>	<p>1 収入総額 0</p>
<p>木村きみお後援会 報告年月日 4. 1. 21 (3. 12. 31解散)</p>	<p>0</p>	<p>2 支出総額 0</p>
<p>1 収入総額</p>	<p>0</p>	<p>1 収入総額 0</p>
<p>2 支出総額</p>	<p>0</p>	<p>2 支出総額 0</p>
<p>斎藤よしかつ後援会 報告年月日 4. 2. 14 (3. 10. 8解散)</p>	<p>523,300</p>	<p>1 収入総額 0</p>
<p>1 収入総額 前年繰越額</p>	<p>523,300</p>	<p>2 支出総額 0</p>
<p>2 支出総額</p>	<p>0</p>	<p>1 収入総額 0</p>
<p>吉田真悦後援会 報告年月日 4. 2. 24 (3. 12. 30解散)</p>	<p>0</p>	<p>1 収入総額 0</p>

2 大田勝彦

0

○宮選管告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和四年三月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

市川 昌隆 石巻市議会議員 地域会

石巻市蛇田字新谷地前四二一四 令和四年二月一日

小野松佳孝 大崎市議会議員

小野松よしゆき後援会 大崎市岩出山下一栗字畑田四一 令和四年二月八日

○宮選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号及び同項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨及び資金管理団体でなくなった旨届出があった。

令和四年三月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出した者の氏名

資金管理団体の名称

取消年月日

田村 誠明

田村ともはる後援会

令和四年一月三十一日

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出した者の氏名

資金管理団体の名称

資金管理団体でなくなった年月日

庄子 賢一

庄子けんいち後援会

令和四年二月八日